

## 自宅療養者等の医療提供に係る公費負担について

自宅療養者等に新型コロナウイルス感染症に係る医療を提供した場合、保険診療における患者の自己負担額が公費負担となります。対象となるのは陽性判明後<sup>※</sup>から療養が解除されるまでの期間のみです。陽性判明前（診断当日含む）の初診料、再診料、その他検査料等（CT 等）は対象となりません。

※陽性判明後に実施した治療（処方箋料、調剤薬局における薬剤費等）から対象となります。

### 1 診療報酬明細書の記載について

公費負担者番号（岐阜県） 「28210607」

公費負担医療の受給者番号（統一） 「9999996」（7桁）

※確定病名「COVID-19」を記入し、処方薬等の適応病名を記入が必要です。

※公費負担となるのは新型コロナウイルス感染症の療養期間中のみです。療養解除日から自己負担が発生します。

※新型コロナウイルス感染症の以外の疾患の場合は自己負担が発生します。

### 2 処方について

発熱等の急性症状を呈する患者が想定されるため、迅速に薬剤を届ける観点から、処方箋を受け付けた当日中に患家や宿泊療養施設へ直接薬剤を持参（置き配対応）することが可能な薬局をリスト化し、県医師会 HP に掲載しています。

<処方にあたっての医療機関へのお願い>

- 薬局への事前の電話連絡（緊急度、夜間休日等対応可能かどうかの確認のため）
- FAX 処方箋の正本の薬局への郵送（後日）

<処方箋へ記載をお願いしたい事項>

- 「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」
- 処方医師の連絡先電話番号（疑義照会その他緊急連絡用）
- 患者の連絡先電話番号・住所（電話による服薬指導及び薬剤の送付先を確認するため）